

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から39年3月まで

60歳になったころ、社会保険事務所から未納月数36か月のはがきを受け取ったのを契機に、国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、父親から昭和37年9月に婚約した際に父親が私の国民年金が未納であることに気づき、A村役場（当時）で年金加入手続を済ませたと聞いている。結婚後の38年からは、夫と一緒に保険料を納付したはずである。当時、義父は自治会長をしており、町内で集金した保険料を市役所の支所に納めに行っていた。婚約を契機に保険料を間違いなく納め始めたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、その実父と一緒に保険料を納付したとする申立人の実兄及び義姉も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人の実父の保険料納付意識は比較的高かったものと認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月ごろ払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち、38年7月から39年3月までの期間は保険料の過年度納付が可能である。

さらに、申立人が所持するA村役場（当時）が作成したと推認できる「国民年金保険料納付実績カード」により、申立期間直後の昭和39年4月から40年12月までの保険料が、同年9月24日に納付されているとともに、38年9月以前の納付実績記載欄に「時効消滅」と押印されていることが確認できるこ

とを考慮すると、納付意識の高い申立人の実父が、この時点において、過年度納付可能な38年10月から39年3月までの保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年9月から38年9月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人が保険料を納付したとするその実父及び義父も既に亡くなっているため、保険料の納付状況が不明な上、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点では、時効により保険料が納付できないなど、保険料納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間のうち昭和37年9月から38年9月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から41年3月まで
② 平成10年4月から11年2月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和40年6月から41年3月までの納付事実及び平成10年4月から11年2月までの免除承認記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和40年6月から41年3月までの期間の保険料は、42年ごろ納付書に現金を添えて、41年4月から42年3月までの期間の保険料とまとめてA市役所で納付したのに未納とされていることに納得がいかない。

また、平成10年4月から11年2月までの期間については、私がA市役所に出向き免除申請の手続をしたのに、免除承認期間ではなく、未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、10か月と短期間である上、申立人は昭和42年ごろに、当該期間の保険料と41年4月から42年3月までの保険料をまとめて納付したとしているところ、事実、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は41年1月29日に払い出されたことが確認できるとともに、A市役所保管の国民年金保険料検認整理票から、41年4月から42年3月までの保険料が同年4月28日に納付されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の保険料は過年度納付することが可能であることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、平成10年4月ごろ、自宅を訪問したA

市役所の職員から免除申請用紙を受取り、後日、同市役所に出向き申立期間である10年4月から11年2月までの期間について免除申請を行ったとしているが、「保険料免除基準」（昭和49年1月28日付け庁保発第2号）において免除の期間は月を単位として、「免除の申請のあった日の属する月の前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとする。」と規定されており、平成13年度以前は申請のあった月の前月から翌年3月までを承認することが通例であったこと、及び社会保険庁の記録から、申立人は申立期間②直後の11年3月から申請免除となっていることが確認できることから、申立期間②のみ免除申請を行ったとする申立人の主張は不自然である。

なお、社会保険庁の記録において、申立人に係る平成10年度申請免除期間が11年3月のみとなっていることについて検証したが、社会保険庁の記録から、11年度の免除申請日が11年4月28日であることが確認でき、上記免除基準に照らしても、申請日の属する月の前月である同年3月が申請免除の始期となっていることに、記録上不自然な点はみられない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの期間及び昭和53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

2、3年前に年金問題がマスコミに取り上げられた時期に、「ねんきん特別便」が届き、心配になり直接専用ダイヤルに電話をして未納が分かった。昭和50年度から53年度までの国民年金保険料は54年7月ごろに一括して払っており、当時の帳簿や当座預金通帳、小切手控も残っている。昭和52年度分が納付の記録となっているのに、50、51、53年度分が未納となっているのは考えられない。

昭和52年12月に離婚した際、弁護士から、「銀行からお金を借りるためには税金や年金保険料を納めていないと困ることがある。」と言われ、まとめて納めたはずであり、申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和50年4月から54年3月までの国民年金保険料を54年7月ごろに一括して払ったとしているところ、事実、社会保険事務所の記録により申立期間①及び②には含まれた昭和52年度の保険料については、54年7月31日に納付されたことが確認できることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

また、当該過年度納付時点においては、申立期間①については第3回特例納付により、申立期間②については過年度納付により納付することが可能である上、申立人から提出された当座勘定入払明細表及び当座小切手帳により、54年7月ごろに申立人が一括納付したとする保険料総額（15万5,160円）にほぼ一致する金額が当該口座から引き出されたことが確認できることから、申立

人が申立期間①及び②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から37年3月まで
② 昭和37年10月から42年3月まで
③ 昭和58年6月から62年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったのを契機に、国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

最初の国民年金加入手続及び保険料納付は、親が行っていたので手続方法及び納付方法の詳細は分からない。申立期間①及び②当時は、A市Bで自営業を親と共に営んでおり、すぐ上の姉が納付済みになっていると聞いていることから、私の保険料についても一緒に親が納めてくれていたはずであり、自分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。申立期間③の加入手続及び保険料納付は、妻が行ってくれていたはずであり、妻だけが納付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、8か月と短期間である上、申立期間①前後の保険料は納付済みであり、申立期間①前後に申立人及びその家族の生活状況に変化が見られないことから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとされているのは不自然である。
- 2 申立期間②について、社会保険事務所保管の特殊台帳の備考欄に「不在被保険者確認昭和39年12月31日」及び「47年4月20日『付13条該当者催告状送付』」との記載が確認できることから、申立期間②の大部分は、申立

人の所在が不明であったため、申立人に対し、保険料の徴収がなされなかったものと推認できる。

また、申立人は申立期間②の保険料納付に関与しておらず、申立人が保険料を納付したとするその父も既に亡くなっているため、納付状況が不明である上、申立期間の一部(昭和38年4月から39年8月までの期間)に保険料納付が確認できる申立人の実姉は、婚姻(戸籍上は38年6月*日受付)後は、婚姻先で納付したと証言するなど、申立人の父が申立人の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

- 3 申立期間③について、社会保険事務所の記録により申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月ごろに改めて払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間③のうち、58年6月から60年10月までの期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は申立期間③の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、自身の保険料は口座振替で納付していたが、申立人の保険料については、A市役所C地区事務所(現在は、A市D区役所E出張所)の窓口で毎月納付したと証言するなど、過年度納付をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に更に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間③の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

亡くなった母から、「国民年金に入れたよ。」と聞いたことがあり、その母が私の国民年金加入手続きを行い、保険料を納付してくれたと思っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。保管している年金手帳によっても、昭和50年4月に加入し、納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の申立期間当時の保険料を納付したとするその母は、制度発足時から国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料をおおむね納付しており、申立人及びその母の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月1日を資格取得日として55年6月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、第3回特例納付実施期間内であることから、申立期間の保険料を特例納付することが可能である上、A市役所は、「強制加入であり、資格が^{さかのぼ}遡って特例納付が可能な期間があるときは、通常はそのような案内をしていたと思います。」と回答している。

さらに、社会保険事務所及び市役所の記録により申立期間直後の昭和53年4月から55年3月までの保険料は同年6月12日に過年度納付されていることが確認でき、申立人の記録もそれまで未加入であったものが、50年4月から未納期間となっていることを考え合わせると、過年度納付と同時に特例納付の

申出を行っていることが推認できることから、納付意識の高い申立人の母が、この時点で特例納付が可能であった申立期間の保険料を納付したとしても不自然でない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から43年6月まで

時期は明確には覚えていないが、年金裁定手続の後で社会保険事務所に行った時に未納期間があると知っていた。「ねんきん特別便」を受け取ったのを契機として、国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私の国民年金保険料の納付は亡くなった母に任せており、私自身は保険料を納付していなかったが、母が保険料納付は義務であると言っていたのを記憶しているし、正直な性格であった母が保険料を納付しなかったとは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとするその母は、制度開始時から国民年金に加入し60歳までの保険料をすべて納付しており、申立人の母の納付意識は高かったものと認められる。

また、A市役所が保管するB町役場（当時）作成の国民年金被保険者カードの検認記録及び社会保険事務所保管の特殊台帳から、昭和46年8月31日に申立期間直後の43年7月から44年3月までの保険料として、月額450円で本来は時効により充当できない厚生年金保険料と重複して納付された45年9月から46年5月までの国民年金保険料が充当された旨の記載が確認できるなど、行政側の事務処理が適切に行われなかった形跡がうかがわれる。

さらに、昭和46年8月31日は第1回特例納付実施期間内であり、充当額（月額450円）は、第1回特例納付の保険料と同額であることから、当該記録は還付された保険料を財源の一部としてそれまで未納であった保険料を特例納付

した形跡であると考えられることから、納付意識の高い申立人の母が、その時点で未納であった期間の保険料を特例納付を行ったとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から12年3月21日まで
社会保険事務所の職員が自宅を訪れ、A社における標準報酬月額の記録をさかのぼって減額する処理が行われていることについて説明があった。
申立期間当時の事業は好調であり給与の遅配、減額は無かった。また、社員について月額変更届を提出した事実は無く、税務署にはきちんと税金を納付しているのに社会保険料を減額、滞納するはずはない。
このため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成12年3月21日より後の同年3月27日に11年8月1日にさかのぼって9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の元従業員二人は、同社は経営不振で倒産間際に給与が遅配されるなど、資金繰りに苦勞していたと証言していることから、同社が厚生年金保険適用事業所ではなくなった際には厚生年金保険料等の滞納があったことが推認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるものの、当時の複数の従業員の証言から、申立人は、上記の標準報酬月額の遡及訂正処理そきゆうに関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和26年4月28日、資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月28日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間の照会を行ったところ、申立期間について、被保険者記録が確認できなかった。

A社（現在は、C社）D工場が操業を開始するに当たり、自分を含めて複数名が同工場で新規採用され、同社B工場へ技術習得のため、昭和26年4月から同年9月までの期間、研修に行っていた。同じ時期に、B工場以外のE県外の同社工場へ研修に行った人々はその研修期間の厚生年金保険被保険者期間があるにもかかわらず、自分だけ厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得できない。

再度調査し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社提出の申立人に係る人事の記録カード及び厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の加入記録並びに同僚3人の証言から、申立人が申立期間において、A社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時又はその近接する時期のA社B工場の事務担当者二人は、申立人について、「厚生年金保険に加入させる対象者であったと考えられる。」と証言している。

さらに、A社B工場での同僚4人は、同工場では見習期間は存在せず、厚生年金保険への加入は入社直後であったと証言している。

加えて、申立人と同様にA社D工場において新規採用され、E県外の同社工場で研修を受けていた同僚14人については、研修先の工場において当該研修期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社D工場で採用され同社B工場以外の工場で研修を受けていた者に係る社会保険事務所の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和26年4月28日、資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月28日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間の照会を行ったところ、申立期間について、被保険者記録が確認できなかった。

昭和26年4月にA社（現在は、C社）D工場の社員として採用され、採用後すぐに同社B工場で同年9月まで研修のための勤務を行った。同じ時期にB工場で採用され、B工場以外のE県外の同社工場で研修を受けた同僚は、当該研修期間についても厚生年金保険の被保険者になっているという話を聞いた。

自分も厚生年金保険に加入していたはずなので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたF労働組合の組合員手帳、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚3人の証言から、申立人が申立期間において、A社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時又はその近接する時期のA社B工場の事務担当者二人は、申立人について、「厚生年金保険に加入させる対象者であったと考えられる。」と証言している。

さらに、A社B工場での同僚4人は、同工場では見習期間は存在せず、厚生年金保険への加入は入社直後であったと証言している。

加えて、申立人と同様にA社D工場において新規採用され、E県外の同社工場で研修を受けていた同僚14人については、研修先の工場において当該研修期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社D工場で採用され同社B工場以外の工場で研修を受けていた者に係る社会保険事務所の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月28日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和26年4月28日、資格喪失日を同年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年9月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間の照会を行ったところ、申立期間について、被保険者記録が確認できなかった。

昭和26年4月にA社（現在は、C社）D工場に入社し、採用後すぐに同社B工場で同年9月まで研修のための勤務を行った。

同工場で厚生年金保険に加入していたと思うので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚3人の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和26年4月28日から同年9月1日まで、A社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時又はその近接する時期のA社B工場の事務担当者二人は、申立人について、「厚生年金保険に加入させる対象者であったと考えられる。」と証言している。

さらに、A社B工場での同僚4人は、同工場では見習期間は存在せず、厚生年金保険への加入は入社直後であったと証言している。

加えて、申立人と同様にA社D工場において新規採用され、E県外の同社工場で研修を受けていた同僚14人については、研修先の工場において当該研修期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 26 年 4 月 28 日以降の期間において厚生年金保険の被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に A 社 D 工場で採用され同社 B 工場以外の工場で研修を受けていた者に係る社会保険事務所の記録から、3,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、当該期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 4 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月31日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」が届き、申立期間が厚生年金保険加入期間となっていなかったため、再度社会保険事務所に照会したところ、A社に昭和40年6月から51年8月末まで勤務していたにもかかわらず、51年8月が厚生年金保険被保険者期間となっていない旨の回答を受け取った。

給与から昭和51年8月分の厚生年金保険料が引かれていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険被保険者離職票によれば、離職年月日が昭和51年8月31日と記載されていることが確認できる上、事業主は、「被保険者資格喪失届を社会保険事務所に提出する際に、退職年月日を昭和51年8月31日と記載すべきところ同年8月30日と誤って記載した。給与は毎月25日締切りで、月末支払いであり、給与から当月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し、51年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の記録に昭和51年8月1日付けの改定記録があることから、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主保管の被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失年月日が昭和51年8月31日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月30日から同年9月21日まで
② 昭和55年8月5日から56年9月21日まで

年金問題が報道され自分の年金記録が気になり、会社から自宅に持ち帰った書類を見直したところ、A社に昭和55年8月5日から56年9月20日まで勤務したにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では退職年月日が同年6月29日となっており、申立期間①が厚生年金保険の加入期間となっていなかったことが分かった。

また、申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では退職時の標準報酬月額が11万8,000円となっていることが分かったが、月々13万円の給与をもらい厚生年金保険料も控除されていた。

申立期間①及び②について、給与明細書等の書類があるので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことが確認できるとともに、申立人が提出した昭和56年の給与明細書及び確定申告書から、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和56年の給与明細書及び確定申告書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和 56 年 6 月 30 日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額（そきゅう）の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、昭和 55 年及び 56 年の給与明細書及び確定申告書から、56 年 2 月以降は基本給 13 万円が支払われていることが確認できるが、厚生年金保険料は、標準報酬月額 11 万 8,000 円に相当する額が控除されていたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

平成20年の初めごろ、テレビで年金保険料問題のことが話題となり、自分のことが心配になってA市役所へ出向き、年金の記録を確認してもらったところ申立期間の保険料未納が分かった。

国民年金の加入は、20歳の誕生日の前日に父とB市役所C支所に出向いて手続きを行い、保険料は両親が集金に来た人に納めていたはずなので、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の誕生日の前日にその父と一緒にB市役所C支所に出向き、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月17日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付には関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料納付したとするその両親は既に亡くなっていることから、加入状況及び納付状況は不明である上、申立期間当時に同居していた申立人の母も申立期間については国民年金に未加入であるなど、申立人が主張する方法による保険料納付をうかがわせる事情も見当たらない。

加えて申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和49年4月に国民年金の資格取得手続きを行い、申立期間は夫と一緒に町内会の集金で保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月にそれまで勤務していた会社を退職したため、国民年金の再加入手続きを行ったとしているが、自身で手続きを行った記憶は無く、その夫が手続きを行ったと陳述している上、申立人の夫は、申立人の再加入手続きについての記憶が曖昧であり、国民年金の再加入状況が不明である。

また、申立人は、その夫と一緒に納付組織を通じて申立期間の保険料を納付したとしているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和55年8月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料をその夫と一緒に納付組織を通じて納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録による氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

加えて、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶が無く、保険料をまとめて納付したとの記憶のあるその夫が記憶する保険料額は、申立人の夫自身の国民年金手帳記号番号払出し時点において過年度納付が可能であった申立期間直後の昭和53年4月から55年3月までの保険料総額とほぼ一致するなど、申立人の夫が申立期間の保険料を一括して納付した形跡がうかがえない上、申立

期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月及び同年11月

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成元年10月及び同年11月の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、平成元年10月ごろ、私か元妻のどちらかが、当時居住していたA市かB市のどちらかの市役所で国民健康保険加入手続と一緒にいった。

申立期間の国民年金保険料は、父から切らさずに納めるよう厳しく言われていたので、元妻と一緒に納付書に現金を添えてA市役所かB市役所の窓口で納付していたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から、平成4年2月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、その元妻と一緒にA市役所又はB市役所で国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したとするが、国民年金の加入及び保険料の納付に関する申立人の記憶は曖昧である上、社会保険庁の記録から、申立人の元妻の国民年金手帳記号番号は平成2年4月ごろに払い出されたことが推認でき、元妻は、申立期間当時は国民年金に未加入であったことから納付書が発行されないため保険料は納付できないなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から59年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和52年4月から59年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和49年9月ごろA市役所本庁で国民年金加入手続を行い、その際、窓口で年金手帳の交付を受け、現在その年金手帳を所持している。

申立期間の保険料は、まとめて納付したことはなく、B市Cに居住していたところはD郵便局の窓口で、同市Eに居住していたところはF銀行G支店、H簡易郵便局又はI郵便局の窓口で毎月1回も遅れることなく、納付書に現金を添えて納付し、受領書を受け取っていたのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、郵便局又は銀行の窓口で毎月1回も遅れることなく納付したとしているが、B市役所は、①保険料の収納が、申立期間のうち、昭和52年4月から55年3月までの期間については3か月単位、55年4月から59年3月までの期間については2か月単位であった、②申立期間を通じて、郵便局はB市の収納取扱金融機関ではなかったため、郵便局の窓口での定額保険料の納付は不可能であったと回答しており、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、戸籍の附票により、申立人は昭和52年4月1日にB市Jから同市Cに転居していることが確認できるが、申立人の所持する国民年金手帳及び年金手帳並びに社会保険事務所保管の特殊台帳には当該転居の記載は見られない上、社会保険事務所保管の特殊台帳には「不在被保険者確認昭和53年2月28

日」、「不在取消 59. 4. 1」との記載が確認できることから、52年4月以降は、申立期間における国民年金保険料の納付書は申立人の元には届かず、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、まとめて保険料を納付したことはないとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 39 年 4 月まで
② 昭和 39 年 10 月から 40 年 4 月まで

「ねんきん特別便」の加入記録にA社（現在は、B社）で働いていた期間が記載されていなかったため、社会保険事務所に照会したところ、加入記録が無いとの回答を受け取った。

私の実家は農業を営んでおり、秋口からは仕事が少なくなるので、公共職業安定所の紹介により両申立期間はA社で擦糸の仕事をしていた。

会社から健康保険証をもらったように記憶しているので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間②において、A社に勤務していたことが確認できる。一方、申立人が申立期間①当時の同僚として名前を挙げた6人については、連絡先が不明のため、申立期間①当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言を得られない上、雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人が申立期間①において、同社に勤務していたことが確認できない。

また、申立人が名前を記憶していた同僚6人について申立人は、「いずれの同僚も自分と同様、季節労働者である。」としているところ、社会保険庁のオンライン記録では、いずれの同僚もA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できない上、社会保険庁のオンライン記録において、両申立期間当時に同社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚のうち、照会することができた同僚は、いずれも自分は正社員であると証言していることから、同社は、両申立期間当時、季節労働者を厚生年金保険に加入させてい

なかったことがうかがえる。

さらに、A社は、健康保険組合での申立人の加入履歴が無いことから「保険料は控除していないと思われる。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票には、申立期間①及び②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 11 月 5 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 3 月まで
③ 昭和 40 年 2 月から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 4 月 27 日から同年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での厚生年金保険加入期間は昭和 38 年 11 月 5 日から 39 年 2 月 1 日までの期間、B社では 40 年 4 月 1 日から同年 4 月 27 日までの期間となっていることが判明した。

A社には、昭和 36 年秋ごろから勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは 38 年 3 月からであり、少なくとも同年 5 月には被保険者になっていたはずである。また、A社には、39 年 3 月まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。したがって、加入記録が無い申立期間①及び申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社には、昭和 39 年 11 月から 40 年 7 月まで勤務していたので、申立期間③及び申立期間④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に昭和 36 年秋ごろから勤務し、少なくとも 38 年 5 月からは厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、元事業主の子息の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①のいずれかの期間に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元事業主の子息は、「申立期間当時、見習期間があった。

また、夜間定時制高等学校に通学している社員は、他の社員と異なる勤務時間としていたことから、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることと、申立人は、昭和36年4月に定時制高校に入学し、その後、同年7月に退学していたが、引き続き同校に通学していることにして、A社で勤務していたと陳述していることを考え合わせると、当該事業所は、申立期間①当時、申立人を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと推認できる。

また、A社は既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は昭和39年2月から同年3月まで継続してA社に勤務して厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立ての事実を確認できる資料は無く、事業主からの証言も得られない上、当該事業所に勤務していた同職種の同僚は、「申立人が、昭和39年2月以降当該事業所に勤務していた記憶が無い。」と証言していることから、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することはできない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は、昭和39年11月からB社に勤務し、3か月の試用期間が終了した40年2月から同年7月まで厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、同僚の一人は、「申立人が、B社に勤務していたのは6か月くらいと思う。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間③及び④の一部の期間について当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は既に廃業しており、かつ、当時の事業主も亡くなっているため、申立てに係る事実を確認することができない上、当時の事業主の娘は「会社は既に廃業しており、書類等が保管されていないため不明」としており、当該事業所から委託を受けていた経理事務所も、「B社からの依頼に基づき事務代行を行っていたが、昭和50年以前の書類等は一切保管されていない。」としていることから、申立期間当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。

また、B社に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立期間③において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立期間④について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は厚生年金保険被保険者資格を昭和

40年4月27日に喪失し、健康保険証を同年5月6日に返納していることが確認できる。

4 上記のほか、申立人のいずれの申立期間においても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が 18 万円となっていたが、実際の給与額は 32 万円だったので、標準報酬月額の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 9 年 1 月 21 日から同年 7 月 1 日までの期間は 18 万円とされており、^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主も亡くなっているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を記憶している元同僚は、「勤務していたB社の経営状況が厳しくなり、会社から経営再建のために別法人のA社に事業及び従業員を引継ぐ旨の説明があった。従業員及び労働組合は雇用が確保されるとのことで再建に協力することになり、平成 9 年 1 月にA社に移った。」と証言している。

加えて、申立人が名前を記憶している複数の元同僚は、「A社に移った平成 9 年 1 月に、事業主が従業員を集めて、『給与は今までどおりだが厚生年金保険の再取得の届出は、実際の給与より低い給与額で届出するので、将来、年金を受給する時は少なくなる。』との説明があり、従業員及び労働組合は雇用の場を守るため会社の意向を受け入れた。」と証言しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、申立人と一緒にA社に移った複数の元同僚について、

平成9年1月から標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

以上のことから、申立期間当時、A社は申立人の標準報酬月額を実際の給与支給額より低く届出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 10 日から 63 年 12 月 27 日まで
年金記録が社会的に問題になり不安になったので、社会保険事務所に確認したところ、申立期間当時に支給されていた給与に比べ社会保険庁の記録に係る標準報酬月額が極めて低いことを知り調査を依頼した。

私は、A社に申立期間に勤務したが、申立期間の給与は、基本給で昭和53年が約20万円、56年には約25万円だったと思う。

このため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によりA社において申立期間に厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚19人のうちの18人の標準報酬月額は、申立人と同額又は同程度の額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、当時の社会保険事務担当者は、「従業員の給与の昇給により標準報酬月額が2等級以上上がれば、社会保険事務所に届出をしていた。従業員の給与から控除した保険料額を2倍にすると社会保険事務所の請求額に合っていたから間違いないと思う。」と証言している。

さらに、連絡の取れた同僚7人のうち、給与についての回答があった同僚4人は、申立期間当時の給与が安かったと記憶している旨回答しており、当時の標準報酬月額が7万2,000円から11万8,000円までであったことが確認できる同僚は、「給与額は7万円くらいだったと思う。」と回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、A社の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及

して訂正された痕跡は認められない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、A社は、平成2年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は既に亡くなっているため証言を得ることができず、このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から30年6月1日まで
② 昭和30年7月1日から33年4月5日まで

社会保険事務所にA社B工場に勤務していた両申立期間の厚生年金保険の加入について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受け取った。

両申立期間については、事業所からも社会保険事務所からも脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給の事務処理を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、両申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、両申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年5月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の被保険者資格喪失日前後3年以内にA社B工場で同資格を喪失した脱退手当金受給資格者（女性）35人の記録を確認したところ、28人に脱退手当金の支給記録がある上、いずれも資格喪失後6か月以内に支給決定されており、このうち照会することのできた9人は、いずれも脱退手当金を受給したことを認めている上、請求手続は当該事業所に代行してもらった旨証言している。

さらに、A社B工場の元従業員は、両申立期間当時、脱退手当金の請求事務を当該事業所が代行していた旨証言している上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月から35年4月まで
② 昭和35年11月から36年4月まで

「ねんきん特別便」が届き記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得がいかない。

一緒に働いていた同僚に加入記録があるのに自分だけ記録が無いのはどうしてもおかしい。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された仕訳書、源泉徴収簿及び給料支払計算書並びに複数の同僚の証言から、申立人が両申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の仕訳書、源泉徴収簿及び給料支払計算書から、申立人の両申立期間において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が季節労働者として一緒に勤務したと記憶する同僚3人についても、上記の仕訳書、源泉徴収簿及び給料支払計算書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、上記の同僚3人は、いずれも両申立期間に厚生年金保険の加入について明確な記憶が無いと証言している上、社会保険庁のオンライン記録において、A社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は既に亡くなっているため、申立人から両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について、確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月から34年2月まで

「ねんきん特別便」を受け取り、記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、再度社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答を受け取った。

私は、公共職業安定所の紹介により、冬場のみの季節雇用者としてA社に勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立期間当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られず、申立期間における申立人の勤務実態が確認できない。

また、申立期間当時、季節雇用者としてA社に勤務していた同僚は、「自分も、この期間について厚生年金保険の加入記録が無く、季節雇用者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言していることから、申立期間当時、当該事業所は季節雇用者を厚生年金保険の加入対象者として取り扱っていなかったことが推認できる。

さらに、B社は、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況について、「申立期間当時の資料が保管されていないため、勤務実態は不明であり、社会保険台帳に申立人の氏名を確認することができない。」と回答している上、健康保険組合も、「申立期間における申立人の加入記録は無い。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 3 日から 48 年 11 月 1 日まで
社会保険庁から郵送された「ねんきん特別便」の内容を確認したところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことが判明した。
申立期間については、A社に自動車運転手として勤務しており、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）保管の社内連絡票「中途採用者の初任給の決定について」（昭和 47 年 4 月 28 日付け）及び退職者一覧表から、申立人が申立期間のうち昭和 47 年 7 月 3 日から 48 年 9 月 14 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記社内連絡票により申立人と同時期にA社に採用されたことが確認できる6人のうち、「㊤」の記載のある1人は、社会保険庁の記録により、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、「㊤」の記載のある5人はいずれも厚生年金保険に加入していることが確認できない上、社内連絡票に記載されている記号について同社は、「㊤」は「常用雇用」であり、「㊤」は「季節雇用」であると回答していることから、「㊤」の記号が記載されている申立人は、同社において厚生年金保険の加入対象外の者として取扱われていたものと推認できる。

さらに、B社の事業主は、申立人の申立期間における厚生年金保険の資格取得及び喪失に係る届出及び保険料控除の有無等について不明と回答している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社での厚生年金保険加入記録が昭和 55 年 8 月の 1 か月だけであることを知った。

私は、高校卒業直前の昭和 55 年 2 月から同年 8 月のお盆ごろまで同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の社長は、「申立期間当時は3か月間の見習期間を設けており、社会保険にはすぐに加入させなかったが、実務経験者や縁故入社した者には、便宜を図って入社後すぐに社会保険に加入させたことを覚えている。」と証言している上、同社の事務担当者も、「実務経験の無い人は入社後6か月間から1年間の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。また、申立人が名前を記憶している同僚3人も、「入社後3か月から1年間の見習期間があったようだ。」と回答しており、うち2人は、「見習期間の長さには個人差があり、厚生年金保険の加入にも差異があった。」と証言していることから、申立人は、申立期間当時、見習期間の扱いとされていたと考えられ、厚生年金保険加入の取扱いを受けていなかったことが推認できる。

また、A社に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理記号番号に欠落も無いことから、申立人に

係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月ごろから 36 年 4 月ごろまで
「ねんきん特別便」が来て、記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
このため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚及び社会保険庁のオンライン記録から確認できる同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 5 月ごろまでA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「当時の事業主は既に亡くなっている上、申立期間当時の厚生年金保険に係る関連資料を保有しておらず、申立てどおりの被保険者資格の取得及び喪失に係る届出の有無並びに保険料控除等の有無について不明である。」と回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は昭和 35 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち同年 1 月 31 日以前の期間については適用事業所でないことが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月8日から同年12月25日まで
昭和25年ごろから、船に乗って働くために、毎年春から年末までA地に行っていた。

「ねんきん特別便」を見ると、他の船に乗っていた期間はすべて年金記録があるが、B社のC丸に乗船していた昭和29年9月から同年12月までの期間の記録が無かった。

申立期間については、給与から保険料が引かれていたと思うので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳及び申立人が記憶する船長の証言から、申立人は、申立期間において、B社が所有するC丸に乗船し、漁業に従事していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の保管する船員保険記号番号の索引簿によれば、B社は昭和30年3月4日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、同年3月4日以前に、上記と異なる事業所記号で適用事業所となっていることも確認できない。

また、社会保険事務所の保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、申立期間前の昭和24年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、当該名簿に申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が記憶する船長についても、申立期間において船員保険の加入記録は無く、B社が船員保険適用事業所

となった昭和 30 年 3 月 4 日に船員保険の被保険者となっていることが確認できる上、申立期間において、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても氏名を確認することができない。

加えて、B社の事業主は既に亡くなっているため証言を得ることができない上、申立人は、申立期間において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 31 日から 61 年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を受け取り、A社が倒産状態になった後と新たに設立されたB社の始めのころの厚生年金保険加入記録が無いことに気づき、社会保険事務所へ問い合わせたところ、加入記録が確認できなかった旨の回答を受け取ったが、納得できない。

二つの会社に勤務していた申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 60 年 12 月 31 日から 61 年 4 月 30 日までの期間はA社に、同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間はB社に、それぞれ勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、A社は、昭和 60 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社は 61 年 6 月 1 日に適用事業所となっていることが確認できることから、いずれの事業所も申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時の上司や同僚は、「A社は、申立期間当時は破産状態であり、給与も遅配や減額が相次ぎ、厚生年金保険料が控除されていなかった。また、B社も会社設立後の申立期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 4 日から 23 年 11 月 25 日まで

「ねんきん特別便」が届き、申立期間が厚生年金保険加入期間となっていなかったため、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録の調査をお願いしたところ、申立期間の厚生年金保険の加入を確認できないとの回答を受け取ったが納得がいかない。

A市のB社に勤務していた申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和 23 年 11 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が名前を記憶している4人の同僚のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同様、当該事業所が適用事業所となった昭和 23 年 11 月 25 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。